



宮 監 公 表 第 4 3 号

平成 3 1 年 2 月 1 5 日

宮崎市監査委員	荒木	敏
宮崎市監査委員	星山	健
宮崎市監査委員	近藤	慶



監査結果の公表について

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日付け宮議議第 3 4 号により監査の請求があった地方自治法第 9 8 条第 2 項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、その結果について地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定に基づき公表します。

地域経済循環創造事業交付金に係る 事務に関する監査結果報告書

平成31年2月15日

宮崎市監査委員	荒木	敏
宮崎市監査委員	星山	健一
宮崎市監査委員	近藤	慶子

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の実施方法及び着眼点	1
第5	監査執行上の除斥	2
第6	監査委員会議の開催状況	2
第7	地域経済循環創造事業交付金の概要と事務の経緯	3
第8	事実確認の方法	5
第9	事情聴取等及び検証	5
	(1) 総務省の地域経済循環創造事業交付金の募集に係る本市における対応から、当該交付金の交付申請を行うことになった経緯及び意思決定過程	5
	(2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会及び当該委員会の報告書の調査体制、調査対象、及び内容の正当性	13
	(3) 会計検査院の検査対応、市職員による虚偽報告覚知の経緯、及び覚知後の本市の対応の経緯及び意思決定過程	15
	(4) 工業政策課作成の「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点について」の報告書の作成体制、調査対象、及び内容の正当性	23
	(5) 補助金交付時、及び会計検査院からの指摘後（平成30年11月以降）における民間事業者に対する市補助金の交付の正当性	25
第10	監査結果	30
第11	意見	35
	参考資料	39

凡 例 （本報告においては、以下の略称を用いた。）

市：宮崎市

県：宮崎県

民間事業者：補助金対象事業者

中央会：宮崎県中小企業団体中央会

庁内委員会：宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会

本件交付金：地域経済循環創造事業交付金（総務省）

本件補助金：宮崎市地域経済循環創造事業補助金（工業政策課）

本件機器：交付対象となる機器

新工場：交付対象となる機器を設置する工場

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項に規定する議会からの監査請求に基づく監査

第2 監査の対象

当該交付金については、平成30年11月の会計検査院の決算検査報告において、交付金対象の機械設備等が事業年度中に設置されておらず、また、市が施行業者に依頼して事業年度中に機械設備等が設置されたとする虚偽の実績報告書等を作成して提出したと指摘され、交付を受けた3,210万円全額が過大であったとされた。

市は、庁内委員会を組織し、当該交付金事業の不適切な事務処理に関する調査報告書を作成しているが、この中では、前後の事務の過程や責任の所在が明らかにされておらず、全容についてさらに調査を尽くす必要があるため、下記の項目について監査を求められた。

平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る事務

- (1) 総務省の地域経済循環創造事業交付金の募集に係る本市における対応から、当該交付金の交付申請を行うことになった経緯及び意思決定過程
- (2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会及び当該委員会の報告書の調査体制、調査対象、及び内容の正当性
- (3) 会計検査院の検査対応、市職員による虚偽報告覚知の経緯、及び覚知後の本市の対応の経緯及び意思決定過程
- (4) 工業政策課作成の「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点について」の報告書の作成体制、調査対象、及び内容の正当性
- (5) 補助金交付時、及び会計検査院からの指摘後（平成30年11月以降）における民間事業者に対する市補助金の交付の正当性

第3 監査の期間

平成30年12月14日から平成31年2月15日まで

第4 監査の実施方法及び着眼点

1 監査の実施方法

本件請求に係る監査の実施に必要な資料の提出を求めるとともに、地方自治法第199条第8項の規定に基づき関係者から説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

2 監査の着眼点

- (1) 交付金申請に係る事務手続は法令等に沿って適正に執行されているか。
- (2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会について、必要な調査並びに報告書の作成は適正になされているか。
- (3) 会計検査院による交付金に係る検査への対応及びその後の対応は適正であるか。
- (4) 工業政策課作成の報告書は適正に作成されているか。
- (5) 補助金交付時及び会計検査院からの指摘後における補助金交付は正当性があるか。

第5 監査執行上の除斥

本監査にあたって、梶谷欣也監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第6 監査委員会議の開催状況

議会からの監査請求における監査委員会議（臨時会）の実施は以下のとおりである。

日 付	審 議 等 内 容
平成30年12月14日	(1) 監査請求の着手 (2) 監査執行上の除斥 (3) 監査実施計画書の決定 (4) 提出依頼の資料の決定 (5) 今後のスケジュールの決定
平成30年12月21日	(1) 今後のスケジュールの決定 (2) 関係者への事情聴取の方法、対象者及び調査票の決定
平成30年12月28日	(1) 調査の進捗状況の報告 (2) 事情聴取のスケジュールの決定 (3) 事情聴取の質問内容の決定
平成31年 1月 8日	(1) 事情聴取のスケジュール (2) 事情聴取の質問内容の決定 (3) 事情聴取当日の流れの決定 (4) 再調査の質問事項の決定
平成31年 1月11日	(1) 事情聴取 ①平成26年度工業政策課係長級職員 ②平成26年度工業政策課課長補佐級職員

平成31年 1月15日	(1) 事情聴取 ①平成26年度財政課係長級職員 ②平成26年度商業労政課係長級職員 ③平成26年度財政課係長級職員
平成31年 1月16日	(1) 事情聴取 ①平成26年度工業政策課課長級職員 ②平成26年度観光商工部部長級職員 ③平成30年度総務部部長級職員
平成31年 1月17日	(1) 事情聴取 ①平成30年度総務部次長級職員 ②平成26年度商業労政課課長補佐級職員 ③平成26年度工業政策課主任主事
平成31年 1月18日	(1) 事情聴取 ①民間事業者
平成31年 1月21日	(1) 事情聴取 ①平成26年度工業政策課係長級職員（再）
平成31年 1月22日	(1) 事情聴取 ①平成30年度工業政策課課長級職員 ②平成30年度工業政策課係長級職員
平成31年 1月30日	(1) 事情聴取 ①平成29年度工業政策課課長級職員 ②平成29年度工業政策課係長級職員 (2) 報告書の検討
平成31年 2月 5日	(1) 報告書の検討
平成31年 2月 8日	(1) 報告書の検討
平成31年 2月13日	(1) 報告書の検討
平成31年 2月15日	(1) 報告書の決定

※監査委員了承の上、監査委員会議以外に平成30年度工業政策課課長補佐級職員1名に対して平成31年1月23日に事情聴取し、その内容を監査委員会議（平成31年1月30日）において報告した。

第7 地域経済循環創造事業交付金の概要と事務の経緯

1 地域経済循環創造事業交付金の概要

地域経済循環創造事業交付金は、総務省が所管し、都道府県又は市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付するもので、これにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的としている。

2 地域経済循環創造事業交付金に係る事務の経緯

平成26年	4月	中旬	県から交付金募集の案内があり、財政課が庁内で照会したが、応募がなかった
平成26年	8月	5日	総務省担当課長補佐が来宮し、市に対し交付金募集の説明を行う
平成26年	8月	27日	市は県と民間事業者の三者の協議に出席する (財政課、商業労政課が出席)
平成26年	8月	28日	市は県と中央会との協議に出席する (商業労政課が出席)
平成26年	9月	1日	商業労政課は県との協議内容を工業政策課に情報提供し、工業政策課はこれを引き継ぎと受けとめ、県と協議を行う
平成26年	9月	5日	工業政策課から総務省へ交付申請を行う
平成26年	10月	17日	総務省から交付決定を受ける
平成26年	12月	17日	12月議会にて「宮崎市地域経済循環創造事業補助金」に関する補正予算が可決され、同交付要綱が施行される
平成26年	12月	18日	民間事業者は市に補助金の交付申請を行う
平成26年	12月	19日	市は補助金の交付決定を行う
平成27年	3月	30日	民間事業者は市に実績報告書を提出する
		同日	市は補助金の交付を確定する
平成27年	4月	1日	市は総務省に実績報告書を送付する
平成27年	4月	10日	市は民間事業者に補助金を支払う
平成27年	4月	14日	総務省から交付確定の通知があり、市は総務省に対し交付金の請求を行う
平成27年	4月	23日	市は総務省から交付金の支払いを受ける
平成27年	6月	11日	会計検査(1回目)が実施され、他の補助金と重複していることが判明し、他の補助金の補助対象から除く対応を行う
平成29年	4月	13日	会計検査(2回目)が実施され、「交付金の交付目的に沿った利用と認められないと思料される」との指摘を受ける
平成30年	5月	7日 ～ 8日	会計検査(3回目)が実施され、「交付対象とした事業費のうち、全額に相当する機械が平成26年度に納品されていなかった」との指摘を受け、実績報告書が市職員主導で作成されていたことが判明した

第8 事実確認の方法

工業政策課に対し交付金に関する資料、人事課に対し庁内委員会に関する資料、議会事務局に対し常任委員会等の資料の提出を求め、資料により事実を確認するとともに、関係者からの事情聴取を行った。

なお、期間が限られていたことから、事情聴取を行わずに調査票により、事実確認を行った者もいる。

事情聴取対象者及び調査票対象者は以下のとおりである。

方 法	対 象 者	対象者数
事情聴取	・職員（元職員を含む）	16名 （1名は2回）
	・民間事業者	1社
調査票（1回目）	・平成26年度から平成30年度に工業政策課に在籍した職員 平成26年度に商業労政課に在籍した職員 平成26年度から平成27年度に財政課または出納室に在籍した職員	65名
	・平成26年度県フードビジネス推進課（現産業政策課より回答）	1課
	・平成26年度総務省担当課長補佐	1名
調査票（2回目）	・本件交付金に携わっていた職員	19名

※調査票（1回目）において本件交付金に携わった内容について調査し、携わっていたと回答した職員に対し事情聴取や2回目の調査票による調査を実施した。

第9 事情聴取等及び検証

- （1）総務省の地域経済循環創造事業交付金の募集に係る本市における対応から、当該交付金の交付申請を行うことになった経緯及び意思決定過程

1 関係人への聴取・調査項目

- （1）平成26年度における本件交付金と市のかかわりの端緒について

本件交付金の端緒は、平成26年4月上旬に市長が上京した際、平成26年度

総務省担当課長補佐（元本市財務部長）から、本件交付金について情報提供があり、帰庁後、市長から該当する事業の調査の指示があった。指示を受け、財政課は関係課等説明会での調査依頼や、県の制度説明会に参加した。さらに、同年 8 月上旬に本件交付金事業を所管する総務省担当課長補佐が来宮し、本件交付金の利用案内を行った。

本項目の検証にあたり、観光商工部部長級職員、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、同主任主事、財政課係長級職員 2 名、総務省担当課長補佐、民間事業者に対する事情聴取及び調査票による調査を行った。

（主な調査内容）

- ・ 総務省から本件交付金について利用協力の打診があったか
- ・ 本件交付金と総務省担当課長補佐とはどのような関わりか
- ・ 民間事業者は本件交付金についてどのように知ったのか

（2）平成 26 年 8 月 27 日の県での協議について

平成 26 年 8 月 27 日に本件交付金に該当する事業があるという県フードビジネス推進課からの情報に基づき、平成 26 年度財政課係長級職員と商業労政課係長級職員が協議に参加し、県フードビジネス推進課職員、民間事業者の三者で、本件交付金の申請に関する協議を行った。この協議内容は、両課長に報告していた。

本項目の検証にあたり、財政課係長級職員 2 名、商業労政課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、県フードビジネス推進課（現産業政策課）、民間事業者に対する事情聴取及び調査票による調査を行った。

（主な調査内容）

- ・ なぜ財政課と商業労政課が参加したのか
- ・ 新工場の建屋の完成予定日はいつだと説明を受けたか
- ・ 本件機器が民間事業者の新工場に納品される時期や設置される時期がいつであるかは確認したか
- ・ 財政課係長級職員が作成した平成 26 年 8 月 27 日の協議報告書に、「実際設置する工場が未完成のままで本当に補助対象となるか国（総務省）に確認する必要がある」と記載されているが、協議後に確認するという事になったのか
- ・ 本件機器は平成 27 年 3 月末までに購入可能と民間事業者から説明を受けたか

(3) 平成 26 年 8 月 28 日の県での協議について

平成 26 年 8 月 28 日に県フードビジネス推進課から商業労政課に、中央会のコーディネーターが来ているので一緒に話を聞いてほしいと依頼があり、平成 26 年度商業労政課課長補佐級職員及び同係長級職員の 2 名が出席した。

本項目の検証にあたり、商業労政課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、県フードビジネス推進課（現産業政策課）に対する事情聴取及び調査票による調査を行った。

(主な調査内容)

- ・どのような協議を行ったのか
- ・どのような内容の報告を行ったのか

(4) 平成 26 年 9 月 1 日の協議について

平成 26 年度商業労政課課長補佐級職員と同係長級職員が、工業政策課係長級職員に 8 月 27 日及び 8 月 28 日の情報をつないだ。その内容を、工業政策課係長級職員は工業政策課課長級職員に報告した後、県庁へ行き、県フードビジネス推進課の職員と中央会のコーディネーターの三者で総務省へ提出する交付申請について協議した。

本項目の検証にあたり、観光商工部部長級職員、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、財政課係長級職員、商業労政課課長補佐級職員、同係長級職員、県フードビジネス推進課（現産業政策課）に対する事情聴取及び調査票による調査を行った。

(主な調査内容)

- ・なぜ工業政策課が担当することとなったのか
- ・財政課係長級職員が作成した平成 26 年 8 月 27 日の協議報告書は見たか
- ・本件機器は平成 27 年 3 月までに購入できると民間事業者が言っていたことは伝えたか
- ・新工場の完成は平成 27 年 6 月を予定していることは伝えられたか
- ・総務省に対して新工場が未完成の状態で補助対象となるか確認する必要があることは、伝えられたか

(5) 本件交付金の総務省に対する交付申請について

平成 26 年 9 月 1 日から 4 日にかけて、平成 26 年度工業政策課係長級職員が総務省への交付申請書を作成し、9 月 4 日から 5 日の間に観光商工部内及び企画財政部の決裁・合議に同係長級職員が持ち回った。

本項目の検証にあたり、観光商工部部長級職員、工業政策課課長級職員、同

課長補佐級職員、同係長級職員、同主任主事、財政課係長級職員、民間事業者に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

- ・ 交付申請書の決裁前に、新工場が未完成の状態で補助対象となるか、総務省に対して確認したか
- ・ 本件交付金事業が年度内に完了する見込みについて説明したか
- ・ 決裁の過程において、新工場の完成予定時期や本件機器の納品予定時期について説明したか
- ・ 年度内完了が見込まれる裏付け資料が全く示されていないことについて、財政課から指摘されなかったのか

(6) 財政課に対する補正予算要求及び補正予算査定について

平成 26 年 9 月から 10 月の間に工業政策課は財政課から補正予算案の査定を受け、12 月議会に議案として上程した。

本項目の検証にあたり、平成 26 年度工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、財政課係長級職員に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

- ・ 本件交付金事業が年度内に完了するかどうか、確認されたり質問されたりしなかったのか

(7) 民間事業者の市に対する交付申請及び交付決定について

平成 26 年 11 月 13 日に平成 26 年度工業政策課係長級職員と他職員 1 名が民間事業者の事業所を訪問した。12 月 18 日までに申請書に添付する事業計画書などの内容の確認を民間事業者と行い、12 月 18 日に民間事業者から補助金等交付申請書が提出された。工業政策課はその申請書の内容を審査し、12 月 19 日に補助金等交付決定書を通知した。

本項目の検証にあたり、観光商工部部長級職員、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、同主任主事、財政課係長級職員、民間事業者に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

- ・ 決裁の過程において、年度内に事業完了が可能であるかについて、確認したか
- ・ 決裁資料には工程表やスケジュールが添付されていなかったが、なぜ年度内に事業が完了すると判断したのか

(8) 平成 27 年 1 月 23 日の総務省に対する進捗状況報告について

平成 27 年 1 月 15 日に、現時点における事業の進捗状況について 1 月 22 日までに報告するよう総務省からメールがあり、1 月 23 日に報告した。

本項目の検証にあたり、平成 26 年度工業政策課課長補佐級職員、同係長級職員に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

- ・ 民間事業者に対して、本件機器の納品の予定時期や、新工場の完成時期は確認したのか
- ・ 3 月末までに「設置完了」が必要かとの民間事業者からの電話問合せは、どのような内容だったか
- ・ 平成 27 年 1 月 27 日の総務省からのリスク案件の調査について、報告をしなかったのはなぜか

2 検証

(1) 平成 26 年度における本件交付金と市のかかわりの端緒について

本件交付金については、市長が平成 26 年 4 月上旬に上京した際、総務省の本件交付金事業の担当であり、本市の元財務部長であった平成 26 年度総務省担当課長補佐から本件交付金の活用について話があった。それを受けて、4 月 11 日に市長から企画政策課へ本件交付金の活用について指示があったが、当時、業務が立て込んでいたことから、企画政策課は同じ部内で市の事業全体を把握している財政課にこの業務の調査を依頼した。

財政課長は各係長へ指示を行い、それを受けて、観光商工部や農政部にも、直接、確認を行った。しかし、該当する事業がなかったことから、4 月 18 日に市長へ本件交付金の第 2 回募集については該当なしと報告をした。財政課係長級職員の供述では、当時の状況について、市長は絶対やらないといけないというものではなく活用してはどうか、という程度のものであった。

本件交付金の第 2 回目の募集期間が短かったことから応募状況次第では第 3 回募集も考えられることから、4 月 21 日には財政課が関係課等を集めて、本件交付金の概要説明を行い、対象事業の調査を依頼した。

5 月 14 日に県が行った本件交付金に係る説明会には財政課係長級職員 2 名が出席した。

8 月 5 日に来宮した総務省担当課長補佐は、財政課課長補佐級職員及び同係長級職員とともに金融機関へ行き、本件交付金事業の概要説明を行った。この前後に、総務省担当課長補佐が副市長と観光商工部部長級職員を訪問し、本件交付金の概要説明と活用の要請を行った。工業政策課課長級職員、同課長補佐級

職員及び同係長級職員の3名とも、総務省担当課長補佐から、直接、依頼や連絡を受けたことはないとのことであった。

その後、8月27日に県フードビジネス推進課から情報の提供があり、財政課係長級職員と商業労政課係長級職員が参加し協議が行われた。その後、本件交付金の総務省に対する交付申請、補正予算査定、市に対する民間事業者の交付申請及び交付決定を行うことになった。

また、民間事業者が本件交付金について知ったのは、当時フードビジネス構想を担当していた宮崎県食品開発センター職員が、社長から新工場の建設計画の話を知っていたので、この交付金を使ってみたらどうかという話があり、社長が使えるものならば使いたいということで同年8月27日の協議に臨んだとのことであった。

(2) 平成26年8月27日及び8月28日の県での協議について

財政課が県フードビジネス推進課に平成26年8月27日以前に対象事業の紹介を依頼していたことから、8月27日に財政課へ本件交付金に該当しそうな事業があるという情報があり、県、民間事業者、市（財政課と商業労政課）の三者で協議が行われた。そこでは、①総務省は平成27年3月末までの事業完了であり、次年度繰越を想定していない、②新工場建屋の完成後に、ハサップ対応の工事を施工するため、新工場全体の完成は平成27年6月である、との説明があった。この時点において、民間事業者から、機器の購入であれば平成27年3月末には可能であるとの説明があったが、購入とは、代金の支払いまでか、機器の納品・設置までかを確認しないまま協議していた。平成26年度財政課係長級職員が作成した平成26年8月27日の協議報告書には、「実際設置する工場が未完成のままで本当に補助対象となるか国（総務省）に確認する必要がある」という確認事項が記載されていたにもかかわらず、協議後、このことについて誰も確認をしておらず、この対象案件の担当は県がするか、市がするかを決めずに、持ち帰った。

翌日の8月28日に、県フードビジネス推進課から、中央会のコーディネーターが来ているので話を聞いてほしいと依頼があり、商業労政課課長補佐級職員と同係長級職員の2名が参加した。2名は本件交付金事業の制度や民間事業者の事業の概要について説明を受けて、帰庁後、新製品の製造のための設備増設の話であり工業政策課の案件であることから、工業政策課につなぎたいと課長に報告した。同課長級職員も了解した。

(3) 平成 26 年 9 月 1 日の協議について

平成 26 年度商業労政課課長補佐級職員と同係長級職員は、新工場の建設に加え、工業を所管しているのは工業政策課であるという考えで、9 月 1 日に工業政策課係長級職員に対して、県庁で聞き取った情報を口頭でつないだ。商業労政課課長補佐級職員、同係長級職員及び工業政策課係長級職員によると、ただ、商業労政課は報告書を作成しておらず、情報をつないだ程度で、(2) の確認事項は申し送られていなかった。このとき、工業政策課係長級職員は新工場の完成は間に合わないが本件機器の設置は 3 月末までに間に合うということについて説明を受けた。

9 月 1 日の商業労政課との協議後、工業政策課係長級職員は、日程的には申請まで短期間であったが中央会が資料を作成するということや、工業政策課は市単独の補助金もあり、事務的に負担にならないと思い、工業政策課課長級職員に、本件交付金事業を工業政策課で引き受けることを了解してもらった。その後、工業政策課係長級職員は県庁へ行き、県フードビジネス推進課の職員と中央会のコーディネーターの三者で総務省へ提出する交付申請について協議した。このとき、工業政策課係長級職員は、課長の了解を得たことで市が申請すると思ひ込み出席していた。県フードビジネス推進課の職員は、この協議に工業政策課係長級職員が出席したことで、この案件は市が申請するものと判断していた。

また、工業政策課係長級職員は 9 月 1 日以降において、財政課係長級職員が作成した 8 月 27 日の報告書の写しを入手しているが、引継ぎを受ける前に財政課や商業労政課が(2) の確認事項は確認済みであると思ひ込み、報告書の内容について確認することなく、この事業を進めていた。

(4) 本件交付金の総務省に対する交付申請について

交付金申請書の作成については、平成 26 年度工業政策課係長級職員は中央会が資料を作成しており申請まで短期間であることから、制度の概要の理解や補助金の交付要綱の作成に集中しており、(2) の確認事項について、確認をしていなかった。

交付申請に係る決裁や合議の過程においても、確認事項について、確認や質問はなく、当然事業を担当する所管課が確認しているだろうという思ひ込みで行っていた。

(5) 財政課に対する補正予算要求及び補正予算査定について

本件交付金を原資とした民間事業者への市補助金の交付について、平成 26 年

12月議会に提案するための補正予算案の作成や、同年9月から10月に実施した財政課による補正予算案の査定においても、(2)の確認事項について、誰も確認していなかった。

(6) 民間事業者の市に対する交付申請及び交付決定について

平成26年11月13日に平成26年度工業政策課係長級職員と他職員1名が民間事業者の事業所を訪問し、現在の工場の確認と補正予算の議会承認前に着工できないことを説明していた。

工業政策課は議会承認後の12月17日に宮崎市地域経済循環創造補助金交付要綱を施行し、民間事業者は、これを受けて12月18日に市に対して補助金等交付申請書を提出していた。

通常は、補助金等交付申請書が提出された場合、申請内容や添付書類が適切かを審査するが、工業政策課は、事前に、民間事業者と申請内容についてやりとりを行っていたため、民間事業者に対して新工場の建設スケジュールについて確認を怠り、12月19日に補助金等交付決定を決裁し交付決定書を通知していた。また、交付決定の決裁の過程においても、誰一人として確認していなかった。

(7) 平成27年1月23日の総務省に対する進捗状況報告について

平成27年1月15日に、総務省から、現時点における事業の進捗状況を1月22日までに報告するようメールがあった。これには「本交付金は年度内に事業執行をするものであり、繰越は想定しておりません」と記載されていた。

工業政策課は1月23日に総務省に対して、進捗状況報告書を提出したが、報告書の「交付金を充当する当初投資設備等の整備状況における整備完了時期」の欄には、年度内完了予定(3月)、「事業全体の実施状況」の欄には、平成27年6月にドレッシング製造工場完成と記載してあった。民間事業者に報告書の確認を依頼した際、民間事業者から、3月末までに設置完了が必要か、との質問があったが、平成26年度工業政策課係長級職員は、民間事業者に対して、新工場の施工業者に工程の見直しを行い本件機器が年度内に設置できるように調整することを指示したのみで、民間事業者や施工業者を呼んでスケジュール表などによる協議・確認を行っていなかった。

そのような中、1月27日に総務省から事業の年度内完了についてリスクがあるかとの確認のメールが届いたが、工業政策課係長級職員は、今は事業を年度内に間に合わせる事が第一という考えで、民間事業者からの3月末までに設置完了が必要か、との質問に対してリスクと認識していなかったことから、こ

のメールに対して報告をしていなかった。

(2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会及び当該委員会の報告書の調査体制、調査対象、及び内容の正当性

1 関係人への聴取・調査項目

庁内委員会は、平成 30 年 6 月 7 日に設置され、総務部長、人事課長及び顧問弁護士の 3 名で組織されていることから、本項目の検証にあたり、庁内委員会の資料を確認するとともに、委員であった総務部長及び人事課長から、事情聴取を行った。

(主な聴取内容)

(1) 調査体制について

- ・ 庁内委員会の設置の目的は何か
- ・ 庁内委員会の構成員は誰か、その人員体制にした理由は何か
- ・ 作業チームは具体的に何を行ったのか

(2) 調査対象について

- ・ 事情聴取対象者はどのように選定し、どのような体制で聴取を行ったのか
- ・ 庁内委員会の調査はどのように行ったのか
- ・ 調査対象として、懲戒処分や損害賠償について調査をしなかった理由は何か
- ・ 補助を受けた民間事業者から事情聴取を行わなかった理由は何か
- ・ 民間事業者や県フードビジネス推進課職員、総務省担当課長補佐（元本市財務部長）に対しての事情聴取を行わなかった理由は何か
- ・ 聞き取り者の一方的な考えの押し付けがなく、公平公正な聞き取りが行えたか

2. 検証

(1) 調査体制について

庁内委員会は、「事実関係の調査、問題点や原因の特定、再発防止に向けた意見を付す」ということを目的に設置され、委員には、今回の交付金事業に直接関わっていない総務部長、人事課長及び顧問弁護士により構成されている。また、職員の懲戒処分等を所管する人事課と法制業務を所管する総務法制課の職員各 2 名による作業チームを設置し、その事務を補助するための体制をとっている。

委員に、職員以外に市の顧問弁護士 1 名は入っているものの、公平性を担保するためにも、市に直接関与しない外部の委員を入れるべきであったと考える。

(2) 調査対象について

調査にあたっては、証拠書類を基に、まず、平成 26 年度の申請等にかかわった工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員及び同主任主事職員の 4 名の聴取を行い、申請に至った経緯、交付申請の手続き、虚偽の報告書提出に至った経緯などを確認していた。

その後、この 4 名の聴取を受け、観光商工部部長級職員、商業労政課課長補佐級職員、同係長級職員、財政課課長補佐級職員、同係長級職員 3 名から聴取し、申請に至った経緯、補正予算査定時の確認作業、交付決定の際の決裁、合議の過程における対応などを確認していた。

さらに、それぞれの聴取内容に異なるところがあったことから、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員に再度聴取を行い、報告書がまとめられていた。

なお、証拠書類と聴取から職員が主導して虚偽報告を行ったことが明白であったことから、民間事業者や総務省担当課長補佐、県フードビジネス推進課職員への聴取を行っていないとの供述であったが、証拠書類と聴取内容の正当性を確認するためにも聴取が必要であったと考える。

聴取の方法については、作業チームが証拠書類を基に聞き取り内容のたたき台を作り、委員に諮り、人事課長と法制担当職員が実施している。聴取では、発言内容を尊重するとともに反問の機会を与えるなど、公平公正な態度で臨んだとの供述であった。

また、庁内委員会の設置目的が、「事実関係の調査、問題点や原因の特定、再発防止に向けた意見を付す」ということで、職員の懲戒処分や損害賠償について調査をしていなかった。監査委員による聴取では、職員の懲戒処分をする際には改めて事情聴取を行い、弁明の機会も与えないといけないとのことであった。

しかし、市職員が主導して虚偽報告を行ったことが明白であり、職員の懲戒処分を視野に入れて人事課職員を含む作業チームを設置していることから、職員の懲戒処分や損害賠償を見据えたところまで調査まですべきであったと考える。

(3) 会計検査院の検査対応、市職員による虚偽報告覚知の経緯、及び覚知後の本市の対応の経緯及び意思決定過程
--

1 関係人への聴取・調査項目

本項目の検証にあたり、関係者に対して下記内容についての事情聴取や調査票による調査を行った。

(関係者)

- ・平成 27 年度

観光商工部	部長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長補佐級職員
〃	観光商工部 工業政策課 係長級職員 4 名
〃	観光商工部 工業政策課 主任主事 2 名、主任技師
〃	企画財政部 財政課 課長補佐級職員
〃	企画財政部 財政課 係長級職員
- ・平成 29 年度

観光商工部	部長級職員
〃	観光商工部 次長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長補佐級職員
〃	観光商工部 工業政策課 係長級職員 3 名
〃	観光商工部 工業政策課 主任主事 2 名
- ・平成 30 年度

観光商工部	部長級職員
〃	観光商工部 次長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 課長補佐級職員
〃	観光商工部 工業政策課 係長級職員
〃	観光商工部 工業政策課 主任主事 2 名
- ・民間事業者

(主な調査項目)

- ・第 1 回目（平成 27 年 6 月）に実施された本件交付金に係る会計検査対応について（実地調査後の電話、メール等のやりとりを含む）
- ・第 2 回目（平成 29 年 4 月）に実施された本件交付金に係る会計検査対応について（実地調査後の電話、メール等のやりとりを含む）
- ・第 3 回目（平成 30 年 5 月）に実施された本件交付金に係る会計検査対応について（実地調査後の電話、メール等のやりとりを含む）

- ・ 本件交付金に係る課内協議について
- ・ 実施された会計検査における市としての対応決定の経緯について
- ・ 本件交付金に係る総務省との協議（電話、メール等のやりとりを含む）について
- ・ 本件交付金に係る民間事業者との協議（電話、メール等のやりとりを含む）について
- ・ 本件交付金に係る県フードビジネス推進課との協議（電話、メール等のやりとりを含む）について
- ・ 本件交付金に係る施工業者との協議（電話、メール等のやりとりを含む）について
- ・ 市職員による虚偽報告覚知の時期および経緯について
- ・ 市職員による虚偽報告覚知後の対応について

2 検証

(1) 会計検査院の検査対応について

本件交付金に係る会計検査院の会計検査は、平成 27 年 6 月、平成 29 年 4 月、平成 30 年 5 月の 3 回にわたり実施された。

第 1 回目の会計検査では、本件交付金が他の補助金と重複しているのではないかと疑義があったものの、後日、経済産業省のものづくり補助金（中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金）の補助対象設備を変更することによって解消した報告を会計検査院に対して行い、会計検査院からは「現時点で特に問題なし」との連絡を受けた。

また、新商品開発がスタートできていないことについて質問を受けているものの、「企業訪問する中でフォローアップして、県産品を使った新商品の開発につながるよう努める」と回答しており特段問題視されなかった。

しかしながら、第 2 回目の会計検査では、平成 27 年度及び 28 年度において新商品が販売されておらず、新製品を製造するために設置した製造ラインを既存製品の製造に使用していることが判明したことから、会計検査院から「交付金の交付目的に沿っているとは認められない」という指摘を受けた。会計検査院は、本件を持ち帰り精査することとなり、工業政策課に対して複数回にわたり追加質問を行った。

1 回目（平成 29 年 5 月 12 日質問）及び 2 回目（平成 29 年 5 月 23 日質問）の追加質問では、本件機器が、新製品の生産・販売ではなく、既存製品の生産・販売に使用していたことが目的外使用にあたり、本件交付金交付要綱「第 19 財産の処分の制限」に違反しているため国庫返納を妥当とする旨につい

て市に見解を求めた。これに対して、工業政策課は、今回導入された設備が新商品開発工程において、すべての設備が工程の一部として活用されているため、既存商品の製造のみに使用されている事実はなく、交付金の目的に反して使用していたとは考えていない、と回答を行っていた。

会計検査院は、さらに同日（平成 29 年 5 月 23 日 2 回目の再質問）及び 3 回目（平成 29 年 5 月 26 日質問）の追加質問では、実績報告書において市が民間事業者からどのような書類を提出させ、どのような方法で確認を行ったのか、確認した書類の写しをすべて提出のうえ、説明を求めた。

これに対して、工業政策課は、民間事業者と施工業者間の契約関係書類、民間事業者の支出関係書類、税務申告書類、経理関係書類、及び民間事業者から市に提出された実績報告書を会計検査院に提出した。また、民間事業者から実績報告書を提出させ、その添付書類である事業実施報告書、収支決算書、金融機関からの融資を証明する書類の写し、機械設備設置写真、工事請負契約書に代わる注文請書、工事等代金領収書に代わる通帳のコピー、雇用計画で確認した、と回答を行っていた。

4 回目（平成 29 年 6 月 13 日質問）以降の追加質問では、工業政策課が会計検査院に提出した概算見積書に計上されている「現地組立調整費」、「搬入据付費」について、工業政策課が行っている説明（新工場の竣工が 6 月で機器の購入が 3 月）に、会計検査院は、本件機器が年度内に納品・設置されていなかったのではないかという疑念を抱くこととなった。

その後、会計検査院の、本件機器が年度内に納品・設置されていたのかという質問に対しては、民間事業者から提出されている実績報告書を根拠として年度内に本件機器が導入されていると判断したと回答を行った。

また、平成 26 年 8 月 27 日に行われた「地域経済循環創造事業交付金に関する協議」の報告書にある「実際設置する工場が未完成のままで本当に補助対象となるか国（総務省）に確認する必要がある」との記載について、会計検査院が工業政策課に結果を尋ねたところ、「その後確認していない」と回答を行った。

これまでの会計検査院とのやりとりを踏まえ、平成 29 年 6 月 17 日、平成 29 年度工業政策課係長級職員及び同主任主事は民間事業者、施工業者との面談を行い、本件機器が年度内に納品されていなかった事実を把握した。

このことを受けて、同係長級職員は、民間事業者が支払いをもって所有権が移っていることを主張することを確認し、新商品の開発を急ぐように指示したと回答している。このことから、工業政策課における事業完了の考え方は民間事業者が本件機器の納品・設置を行った日ではなく、本件機器の支払

いが行われた日とする見解を持ったことが窺える。

平成 29 年 6 月 19 日、平成 29 年度工業政策課係長級職員は民間事業者から 6 月 17 日に聞いた話をもって、前任である平成 26 年度工業政策課係長級職員及び同課長補佐に対して当時の判断についての聞き取りを行った。平成 29 年度工業政策課係長級職員は、監査委員の事情聴取において、聞き取りを行ったときのことを、「書類を提出したのは民間事業者であるという話だったので、虚偽をしたのは民間事業者であるという認識だった。民間事業者がそういう書類を出してしまって、それを平成 26 年度当時の工業政策課が決定してしまったんだと認識した」と供述している。さらに、平成 29 年度当時の工業政策課の対応については、「課内で大変なことになったという話になり、交付金をほぼ返さないといけないという認識は勿論あった。ただ、支払いが終わって所有権が民間事業者に移っていることをもって納品とみてはもらえないか、それで本件交付金を認めてもらえないか、ということを会計検査院に投げかけることにした」と供述している。この段階で、工業政策課が事業者の目線で何とか補助金返還とならずに済むような方策を考えていたと思料される。

会計検査院は、工業政策課が説明している本件機器の「導入」は「納品」とは違う意味で使用しているのかを尋ねており、工業政策課は、納品の考え方について、「民間事業者は、設備の設置及び検品を実施することが難しい状況だったが、設備相当分が支払われたことをもって納品としている。本市ではこの納品をもって事業が完了したと判断している」と回答を行った。

この回答に対して、その後、会計検査院から納品の考え方についての追及を受けることとなり、工業政策課は「民間事業者の実績報告書をもって品物を納入することが完了したと認識していた」と回答を行った。

また、これまでの回答により、本件機器の設置が年度内に間に合っていないことが明らかとなったことから、民間事業者が市に提出した実績報告書について、会計検査院は作成に係る指導や本市における審査のあり方についても言及している。これについて、工業政策課は、会計検査院に対して、「本件交付金交付要綱、宮崎市地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び宮崎市補助金等交付規則に基づき、指導や確認を行っている」と回答している。

また、写真については、当該写真が本件交付金事業で整備された現場のものではない、という事実を知ったのが平成 29 年 6 月 17 日であることや、民間事業者が施工業者からもらったものを提出している、と回答している。さらに、平成 29 年 7 月 7 日、会計検査院が工業政策課に交付金を返還する意思があるのかを尋ねており、これに対して、工業政策課は「返還する意思は現在のところはない」と回答している。この日以降、平成 29 年度においては会

計検査院から工業政策課への追加質問はなかった。

第2回目の会計検査の指摘を受けての二役への報告は、会計検査院とのやりとりを踏まえて6月と7月に行われており、7月18日には本件機器が年度内に納品されていなかったこと、ものづくり補助金との一部重複、目的外使用について会計検査院から指摘を受けていることを市長に報告している。その際の市長からの指示内容は、計画通り事業を進めるよう民間事業者を指導するように、との供述で一致していた。また、この時点では、総務省からは、自己資金と融資額から事業の進捗割合を求め、交付対象を按分すること等で一部返還となるような資料作成の依頼を受けていた。

その後、工業政策課は、会計検査院からの指摘を総務省に伝えた結果、総務省に直接面会して協議した方が良いとの判断から、平成29年7月24日、平成29年度工業政策課課長級職員及び同係長級職員が総務省を訪問している。同係長級職員は、その内容は目的外使用の指摘の可能性の確認についての話であったと回答している。

平成29年度観光商工部部長級職員は、「会計検査院からの質問に対しては、市の主張すべきところは主張したことから、会計検査院に対して追加の問い合わせ、対応を行った場合、逆効果になることを懸念して推移を見守ることとした」と回答している。

工業政策課は、平成30年2月時点では総務省から「返還を覚悟してほしい」との電話連絡を受けた。そして、平成30年3月6日に、平成29年度工業政策課課長級職員及び同係長級職員が総務省を訪問した。同係長級職員は、その内容は年度内の本件機器未納による交付金返還の必要性についての話であったと回答している。

平成30年3月16日、平成29年度観光商工部次長級職員、同工業政策課課長級職員が民間事業者を訪問し、民間事業者から補助金返還の意思を確認した。民間事業者は、事情聴取において、「当時、交付金はもらえるならありがたいというくらいの気持ちであった。市や中央会のコーディネーターにお任せして、できた書類に判子を押したという感じで、いろいろ協力してもらって感謝があった。悪いことをした認識はないが、不正受給をするつもりはないので、返さないといけないものは返す、という話をしていた」と供述している。

平成30年4月4日、第3回目の会計検査に先立ち、県を通じて会計検査院へ補助金全額返還の意向についてのメールを送付している。しかし、この返還意思については、県から会計検査院に伝達されていなかったことが、平成30年5月7日の会計検査時において判明した。

また、平成 30 年度の追加質問（平成 30 年 4 月 26 日回答）では、会計検査院から「支払のみをもって事業成果と認められることはない」という指摘を受けて、工業政策課は会計検査院と同様の見解であることを回答した。

第 3 回目の会計検査は、これまでの経緯を踏まえながら臨むこととなった。

1 日目は、代金の支払いのみをもって事業完了という誤った認識や実績報告書に添付すべき写真などについては、市と民間事業者双方において、市の指導不足や認識不足などを原因として回答している。平成 26 年度工業政策課係長級職員は、会計検査に臨むにあたり、工業政策課から会計検査院が年度内に本件機器の納品・設置が完了していないということを既に把握していることを工業政策課から聞いていたものの、1 日目は自ら主導したことについての説明は行っていない。

この点について、監査委員の事情聴取において、平成 26 年度工業政策課係長級職員は、自身がどういうふうに受検に臨めば良いのか考えていたことは平成 30 年度工業政策課職員に伝わらなかったため、「迷った末、事業年度内未完了について市側の見解と民間事業者の見解をすれ違わせるような形で臨むしかないと考えた」と供述していた。一方、平成 30 年度工業政策課課長補佐級職員や同係長級職員は、「事前に会計検査院から出されている質問事項についての確認や、当日の連絡事項などを行っただけで、市が主導して虚偽報告を行っていたと感じたことはなかった」と供述していた。

2 日目は、会計検査院から民間事業者への検査が実施された。民間事業者は会計検査院から虚偽報告についての追及を受けて、社内のパソコンから市が施工業者に対して写真を依頼する内容のメールを探し出し、検査官に提出した。このメールにより、実績報告書に添付される写真作成に市職員が主導して関わったことが明らかとなり、検査に立ち会った工業政策課職員はこの事実を初めて知ることとなった。その後、平成 26 年度工業政策課係長級職員は会計検査院に対して実績報告書作成の経緯について事実の説明を行った。

民間事業者から会計検査院にメールの提出がなければ、民間事業者が虚偽の報告を市や国に対して行ったとみなされる事態となっていた。民間事業者は、元々本件交付金を使って工場増設をするという計画ではなく、県のフードビジネス構想の中で紹介された交付金であり、中央会のコーディネーターが書類を作成し、平成 26 年度工業政策課係長級職員が確認を取っていたと供述している。民間事業者は市へ実績報告書を提出するにあたり、市が確認しているので間違いないという認識から市に委ねているところが大きかった。このことについて、会社代表者印を押印し提出したことについて、民間事業者としては十分内容の確認を行うべきであった。

このように、第3回目の会計検査では、「平成26年度当時、事業年度内に本件機器が納品されていなかったこと。本市が虚偽の実績報告書を作成して、国に提出していたため、交付金の全額が過大となっていると見受けられる」という指摘を受けることとなった。

なお、この指摘を受けて、平成30年5月16日に、平成30年度観光商工部部長級職員が市長に報告を行っている。

(2) 市職員による虚偽報告覚知の経緯について

平成26年度の本件補助金実績報告書が市に提出される際、市職員の主導による虚偽報告を知っていたのは、平成26年度工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員の3名であった。

平成29年度に工業政策課は会計検査院からの指摘を受け、施工業者から工事関係資料の提供を受けたことにより、同6月17日、事業年度内に本件機器が納品されていないことを把握し、民間事業者を確認したところ、民間事業者は代金支払いをもって事業完了になると思っていたことを確認した。

しかし、実績報告書は民間事業者が提出したものであるため、民間事業者により虚偽報告書が作成されたものと思い込んでいた。このため、平成29年度の会計検査院指摘後の、工業政策課の会計検査院への対応は業者による事業完了の認識誤りからの虚偽報告ということを前提として進められている。したがって、工業政策課は、会計検査において民間事業者からメールが提示されるまで、市職員の主導において作成されていることは全く知らなかった。

平成29年度は、会計検査後、7月10日を最後に平成30年3月まで会計検査院とのやりとりはなく、工業政策課は会計検査院からの結論を待つことになったが、その間、工業政策課は虚偽報告に関して民間事業者や施工業者に詳細な説明を求めるなど、主体的に事実確認や調査を行っていなかった。

平成30年2月に、工業政策課は、総務省から「交付金返還の覚悟をしてほしい」との連絡を受けて、民間事業者に総務省の見解を伝え、民間事業者には補助金返還の意思があることを確認している（平成30年3月16日）が、その際にも、主体的に事実確認や調査を行っていなかった。

そして、第3回目の会計検査である5月8日、会計検査院から虚偽報告の追及を受けた民間事業者が検査官に提示したメールにより、市職員が本件機器写真を施工業者から取り寄せて実績報告書を作成し、民間事業者へ送付したという事実が明らかとなった。

(3) 覚知後の本市の対応の経緯、意思決定過程について

第3回目（平成30年5月8日）の会計検査対応時に、市職員による虚偽の実績報告書作成が明らかとなり、観光商工部は、平成26年度工業政策課係長級職員にメールの存在を説明した。写真の作成は市職員が主導で行ったことが判明し、その後の会計検査対応で平成26年度工業政策課係長級職員が事実を報告することになった。監査委員の事情聴取において、その時のことを、民間事業者は、「やっと本当のことを言ってくれた」と供述しており、平成26年度工業政策課係長級職員は、「民間事業者が自分が話していることを全部聞いていて、事実を言っていると受け止めていると感じた」と供述している。

会計検査院の指摘を受けて、平成30年5月10日に両副市長へ、平成30年5月16日に市長へ平成30年度観光商工部部長級職員が報告を行っている。調査票による調査では、報告を受けて、「このことが真実であれば重大な不祥事であり、交付金返還が相当の事案であるとして、内部調査を行うよう」また「総務省に報告し、指導を受けるように」といった指示を受けている、との回答だった。

調査票による調査では、総務省に対しては、平成30年5月9日、平成30年度工業政策課係長級職員が電話で報告し、今後の対応等について相談を行い、平成30年6月19日、同課長級職員と同係長級職員が総務省を訪問し、交付金返還に向けての事務手続きや加算金の考え方などの教示を受けた、との回答があった。工業政策課は、総務省訪問の内容報告を受けて、交付金返還となった他の事例や返還手続きの方法など、事例を参考にしながら法令を確認し、その後の進め方について協議を行っていた。

なお、第3回目の会計検査以後の市の対応については、総務部と連携して、随時二役と協議しながら決定したとの回答がある。

民間事業者に対しては、会計検査以後、平成30年度観光商工部部長級職員が民間事業者を訪問し、会計検査の結果を伝え、その後、必要に応じて平成30年度観光商工部次長級職員が経過報告等を行っている。

一方、民間事業者からは、平成30年5月16日付けで「地域経済循環創造事業補助金の会計検査に関する要望書」が工業政策課あてに提出されており、市から民間事業者へ補助金返還請求を行わないことを要望されている。

このことについて、民間事業者は、事情聴取において、「会計検査時に検査官から民間事業者が虚偽報告をしたことになる」と相当な勢いで追い詰められたが、市は、市が主導したことを示すメールを自分たちが検査官に提示するまで黙っていた。頑張っている企業をそういう形で市が追い込むというところがまずい。民間事業者が虚偽報告をしたみたいなことになって今は疑心暗

鬼になっている。虚偽報告の責任を押しつけられそうになって、もしお金を返したら、結局民間事業者が悪かったのか、ということになってしまう」と供述している。

平成 26 年度工業政策課係長級職員は、検査官にメールが提示されるまで、「双方の認識のすれ違いで何とか両者に対して穏便に収まらないかとの気持ちで働いた」と供述している。

結果として、民間事業者に対して、虚偽報告の責任を取らせようとした市側の対応に問題があり、民間事業者の行政への信用失墜を招くこととなってしまった。

第 2 回目の会計検査以降、第 3 回目の会計検査の対応までは必要に応じて市長に報告を行い、市長から指示がなされていた。しかし、工業政策課は虚偽を行ったのが民間事業者であるという認識であったため、市の主導で虚偽報告がなされたという事実が発覚するまで市長に報告されていなかった。会計検査院からの指摘以前に工業政策課が把握できていなかった点について問題があると思われる。

なお、工業政策課は、平成 30 年 11 月 27 日に、会計検査院の決算報告があったことの説明及び民間事業者への調査を行うのでその協力依頼を行ったとのことであったが、平成 30 年 12 月 14 日に、民間事業者の代理人弁護士から、「まずは、調査に関する宮崎市の方針を確定していただき、その後に民間事業者としての対応をさせていただきたい」と書面にて回答を受けている。

(4) 工業政策課作成の「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点について」の報告書の作成体制、調査対象、及び内容の正当性

1 関係人への聴取・調査項目

本項目の検証にあたり、作成に携わった平成 30 年度観光商工部部長級職員、観光商工部次長級職員、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員及び同係長級職員に対し、下記の内容について調査票による調査を行い、また、民間事業者に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

(1) 報告書の作成体制

- ・ 報告書の作成は、いつ、誰の指示で行われたのか
- ・ 報告書の作成メンバーは誰か
- ・ 報告書の目的は何か

(2) 調査対象

- ・調査対象項目の決定の経緯
- ・交付金事務に携わった当時の職員への聞き取りは行われたのか
- ・会計検査対応に携わった職員への聞き取りは行われたのか
- ・民間事業者への聞き取りは行われたのか
- ・作成にあたり聞き取りは行われたのか

(3) 報告書の内容

- ・内容は十分と考えるのか
- ・市長への報告が遅れた原因を調査しなかった理由
- ・市長への報告後の対応についての調査はされたのか
- ・第三者により調査の必要性を感じていたか
- ・再発防止策について、報告書作成後に具体的な取組みを行っているのか

2 検証

今回の工業政策課作成の報告書は、平成 30 年 9 月議会に加算金を含めた補正予算案を上程する中で、議会から、加算金の部分については会計検査の対応のまずさにより生じたのではないかと指摘があり、議会終了後、総務部と協議の上、平成 29 年度の会計検査以降の「検査の事実経過」、「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点」、「再発の防止」について、市議会を通じて市民へ説明することを目的に作成したものであった。

作成体制については、会計検査対応時の資料を保存している観光商工部（工業政策課）を中心に、総務法制課の法務担当職員の協力を得て、資料を基に作成しており、不明な点については、平成 29 年度工業政策課課長級職員及び同係長級職員に確認を行っている。

事実経過については、平成 29 年度以降の「会計検査院からの指摘」と「工業政策課の対応」を項目ごとにまとめ、また、平成 27 年度以降の「会計検査に係る事実」、「市長への報告」、「民間事業者への対応」の項目について、より詳細に時系列にまとめている。

覚知の遅れについては、実績報告書は民間事業者が押印し作成したものと思い込んでいたため、平成 29 年 6 月の会計検査において、年度内に納品されなかったことが判明し、実績報告書に疑義が生じているにもかかわらず、事実と異なる実績報告が行われた経緯や理由について、事実確認や調査を行わなかったことが原因だと記載されている。

会計検査対応の問題点については、会計検査院からの電話による交付金返還意思の問合せに対して、市は事業年度内に代金支払いが完了し、事業目的も達成し

ていることから返還には当たらないとの解釈により返還の意思はないと回答しており、会計検査院の判断を待っていた。市は、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までの約 8 ヶ月間何の対応も行っていなかった。

また、観光商工部は、民間事業者の補助金返還を何とか避けたいという考えで会計検査に対応しており、表面化した疑義に対する危機管理の意識が薄く、場当たり的な対応であった。

市として、早い時点において、会計検査院の判断を待つことなく、主体性をもって事実確認や調査を実施し、適切な措置を講じるべきであったと問題点を挙げている。

工業政策課の調査では、民間事業者からの聞き取りを行っていないとのことであったが、今回、民間事業者の事情聴取において、平成 30 年 5 月の 3 回目の会計検査前までは、市に対しこれまでの協力に感謝していたが、会計検査当日の市の対応に不信感を抱き、その後の関係が円滑でなくなったことから、民間事業者からの聞き取りは必要であったと考える。

(5) 補助金交付時、及び会計検査院からの指摘後（平成 30 年 11 月以降）における民間事業者に対する市補助金の交付の正当性

1 関係人への聴取・調査項目

本項目の検証にあたり、平成 26 年度工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、平成 29 年度工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員、民間事業者に対し、事情聴取を行った。

(主な調査内容)

(1) 平成 27 年 2 月 3 日の民間事業者と金融機関との協議について

- ・ 協議内容は何か
- ・ 納品・設置が間に合わないと言われたのか

(2) 平成 27 年 2 月 13 日の民間事業者との協議について

- ・ 協議内容は何か
- ・ 新工場建設の工程を確認したか

(3) 平成 27 年 2 月 27 日の工業政策課内協議について

- ・ 事業をやめようとの意見はなかったのか
- ・ 総務省へ確認するよう指示はなかったのか

(4) 平成 27 年 3 月 5 日の民間事業者訪問及びその後の動きについて

- ・ 協議内容は何か
- ・ 協議内容を課長へ報告したか

- ・ 中間時支払い時期の変更は市の指示によるものか
- (5) 平成 27 年 3 月 24 日の総務省に対するメールについて
 - ・ 回答内容を課長に報告したか
- (6) 平成 26 年度総務省担当課長補佐宛のメール等について
 - ・ メールを送ろうとした理由は何か
 - ・ 課長からの指示があったのか
- (7) 提出用機械設備写真の作成について
 - ・ いつ、どのような方法で写真の提供を依頼したのか
 - ・ 参考写真を素材に提出用写真作成を発案したのは誰か
- (8) 民間事業者に対する交付確定の決裁について
 - ・ 部長は納品されていないことを知っていたのか
- (9) 総務省に対する実績報告の決裁について
 - ・ 課長等は納品されていないことを知っていたのか
- (10) 虚偽報告の動機について
 - ・ なぜ虚偽報告を行おうとしたのか

2 検証

(1) 補助金交付時における民間事業者に対する本件補助金の交付の正当性

平成 27 年 3 月 30 日付けで民間事業者から実績報告書が市に提出され、同日「書類について審査等を行ったところ、問題がない」とし、民間事業者に対し補助金等交付確定通知書を通知している。同日、民間事業者から補助金交付請求書が提出され、市は 4 月 10 日に 3,210 万円を支払っている。

ア 実績報告書添付の写真について

平成 27 年 3 月 30 日付けで提出された実績報告書には、補助事業完了日を 3 月 27 日と記載し、宮崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 9 条に基づき、設備設置工事実施中及び完了後の写真が添付されている。

この写真は、民間事業者新工場に本件機器が納品・設置されていないにもかかわらず、3 月 26 日に平成 26 年度工業政策課係長級職員が施工業者に対し、質感、大きさともに納入予定である本件機器に近い参考写真を提出させ、翌 3 月 27 日に提出された写真を同係長級職員が、「機械設備写真（提出用）」として民間事業者に対しメールで送付していた。この事実が判明した経緯は以下のとおりである。

(ア) 平成 29 年 6 月 17 日

会計検査院より、交付金関連調査のため、施工業者に協力を依頼する旨連絡があったため、事前に施工業者を含め、対応可否、資料の有無等の確認

を民間事業者事業所で行っている。出席者は、民間事業者担当者、施工業者担当者、平成 29 年度工業政策課係長級職員、同主任主事であった。

この場において、施工業者から「平成 27 年 3 月末時点では、メーカーから当社にすら機械設備が納品されていない」、民間事業者から「当時、中央会、市、民間事業者、施工業者の四者で協議し、代金が支払われれば大丈夫という話だったと思う」との発言があった。

これにより、市は実績報告書提出日（平成 27 年 3 月 30 日）までに、本件機器が納品されていなかったことを把握するに至っている。

(イ) 平成 30 年 5 月 8 日

会計検査 2 日目に、民間事業者から、平成 27 年 3 月 26 日に施工業者から平成 26 年度工業政策課係長級職員にあてた「追加参考写真の送付」と題するメール文が検査官に提出されたことを受け、同係長級職員への聞き取りを行い、市の主導により参考写真を実績報告書に添付して虚偽報告がされたことが判明した。

これらのことから、同年 3 月 30 日に民間事業者から提出された実績報告書に添付された写真は虚偽であることを知りながら、「書類について審査等を行ったところ、問題がない」として、同日付けで補助金等交付確定通知書を通知したことは、宮崎市補助金等交付規則第 12 条（補助金等の確定）に反するものであり、虚偽報告に基づく補助金交付については正当性はない。

(2) 本件補助事業完了の取扱い及び機械設備代金支払い時期について

補助事業完了については、民間事業者から提出された事業計画書の補助事業の具体的内容を、「(前略) 本補助金を活用し、平成 27 年 3 月までに新製品専用の製造ラインを設置するものである」と記している。工業政策課は、この事業計画書を含む補助金等交付申請書に基づき補助金等交付決定書を通知している。このため、本件機器の納品・設置をもって補助事業完了と捉えることが当然と考える。

ア 平成 26 年 8 月 27 日

本件交付金に関する相談が県庁で行われ、平成 26 年度財政課係長級職員、同商業労政課係長級職員、同県フードビジネス推進課職員、民間事業者が出席している。この場では、民間事業者がドレッシング製造工場を新たに建設する、スケジュールは新工場建屋は平成 27 年 6 月頃、機械については購入をもって完了ということであれば、本件交付金の事業完了（平成 27 年 3 月末）までに完了することは可能との判断から、工場分と機械を切り離して機械分を補助対象として申請することが望ましいとの協議がされている。ただし、

市の協議報告書には「県の担当者は機械であれば3月末までに購入できるため、補助対象になるだろうとの意見であったが、実際設置する工場が未完成のままで本当に補助対象となるか国（総務省）に確認する必要がある」との記述があり、事業完了の取扱いについて疑義が生じている。

イ 平成26年9月1日

商業労政課は、上記アの疑義を総務省に確認することなく工業政策課へ申し送りしている。事情聴取によると、報告書にある上記の疑義は、平成26年度工業政策課係長級職員にその認識がないことから、申し送りの際に疑義確認の伝達はされていなかった。

ウ 平成27年1月23日

平成26年度工業政策課係長級職員から民間事業者担当者にあてた「地域経済循環創造事業交付金にかかる進捗状況の報告（修正版）」と題するメールにおいて、「電話で質問のありました3月末までに「設置完了」が必要か？に関してましては、来週以降の返事になりそうですのでご了承ください」と記載していることから、この時点までは、事業期間である平成27年3月末までに本件機器が納品・設置されるとの認識であった。

エ 平成27年2月3日

平成26年度工業政策課係長級職員は、民間事業者担当者から、本件機器について年度内に支払いは完了するが納品・設置が間に合わない、との連絡を受けている。

オ 平成27年2月13日

平成26年度工業政策課係長級職員は、施工業者に納品・設置について確認をし、「大半の設備は既製品ではなくオーダーメイドのため建屋（工場）が完成した後に各部品を搬入し、新工場内で組み立てる、時期は5月末あたりから」との情報を得た。

カ 平成27年2月27日

工業政策課内で平成26年度工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員、同係長級職員による協議が行われ、補助金交付決定を取り消すかどうかの判断について、

事業完了の判断が可能な状態の整理

ア 機械設備等の代金の支払いは完了する。

イ 設置はされていなくても、現物が存在することをもって完了と扱えるか。

まずは市の判断、その後、総務省の見解確認

といった議論を行っているが、結論がでないまま協議を終えている。

この段階で、本件機器の納品・設置をもって事業完了との認識をしていたも

のの、代金の支払完了、設置されなくても現物が存在することをもって事業完了とするという考えが生まれてきている。

キ 平成 27 年 3 月 13 日

民間事業者と施工業者が締結した「ドレッシング工場新築工事」の工事請負契約の支払条件について、中間時支払の時期を平成 27 年 4 月末から同年 3 月末に変更する覚書を締結している。

平成 26 年度工業政策課係長級職員は事情聴取において、「平成 27 年 3 月 13 日に中間時の支払時期が 4 月末から 3 月末に変更されているのは市の指示によるものか」との質問に対して、「市の指示によるものではない」と供述している。一方、平成 30 年 7 月 11 日に行われた庁内委員会による同係長級職員への事情聴取では、同様の質問に対して、「平成 27 年 1 月ごろ指示した」と発言しており矛盾が生じている。

ク 平成 27 年 3 月 24 日

平成 26 年度工業政策課係長級職員から平成 26 年度総務省地域力創造グループ地域政策課担当者に対し、「本日（平成 27 年 3 月 24 日）時点の事業進捗ですが、それぞれの機械設備が納品され、今週の金曜日には事業主体の「民間事業者」から施工業者へ代金の支払が完了することになっております。（中略）現に機械設備が納品され、その代金が支払われていることをもって事業完了の判断をし、市からの補助金の交付を行いたいと考えています。つきましては、本交付金（地域経済循環創造事業交付金）に関します総務省の交付の判断としましても、本市の補助金交付の判断に問題がないか確認したく存じます」とのメールを送信している。

当日、同総務省担当者から同工業政策課係長級職員に「市もどうしようもないんでしょう。聞かなかったことにします」との電話連絡があった。工業政策課としては、この電話連絡を「そのまま進めるように」と都合よく解釈し、本件機器に類似した参考写真を実績報告書に添付し提出させることで、納品・設置されたように偽った。

ケ 会計検査院からの質問対応について

事情聴取の内容から認識の変遷は、事業期間内に本件機械が納品・設置されなかったことに起因しているが、そもそも事業開始の段階で、事業完了の取り扱いについて総務省への確認がないまま補助事業を進めたことも虚偽報告につながった原因の一つと考えられる。

また、少なくとも平成 27 年 1 月 23 日までは本件機器の納品・設置が事業完了の要件として認識していたものの、同年 2 月 27 日の工業政策課内での協議以降は支払いをもって事業完了の要件とする考えに移行している。その後の

会計検査院とのやり取りにおいては、一般的な考え方である納品と支払が完了したことをもって事業完了とする認識により対応しているが、同年3月末までに事業が完了したと偽るために、一般的な事業完了の判断を都合よく取り扱いを変えている。また、事業完了条件として支払い時期に整合性を持たせるため、工業政策課が民間業者者に対し支払い時期の変更を指示したとの疑念が払拭できないことを考えると、事業完了の判断対応は不適切であり、この行為による本件補助金の交付に対する正当性は欠けていると思われる。

以上のことから、補助金交付時における民間事業者に対する本件補助金の交付の正当性については、宮崎市補助金等交付規則第12条（補助金等の確定）に反すること、事業完了の概念の総務省への未確認及び事業完了を正当化するために代金支払い時期を変更指示したことについて疑念を払拭できないことから、正当性はないと言わざるを得ない。

2 会計検査院からの指摘後（平成30年11月以降）における民間事業者に対する市補助金の交付の正当性

本件補助金は、その原資を総務省が所管する地域経済循環創造事業交付金事業によるものであるが、その事業執行にあたっては、市において予算化された費用により、市が民間事業者に対して宮崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付したものである。

このため、会計検査院からの指摘後の時期にかかわらず、正当性に欠けると判断される。

第10 監査結果

（1）総務省の地域経済循環創造事業交付金の募集に係る本市における対応から、当該交付金の交付申請を行うことになった経緯及び意思決定過程

平成26年4月に本件交付金の活用について、財政課が各部局に照会したがその時は該当がなかった。同年8月には、総務省担当課長補佐（元本市財務部長）が来庁し、本件交付金の利用案内を行った。

財政課が以前、県フードビジネス推進課に対象事業の紹介を依頼していたことから、県フードビジネス推進課から情報の提供があり、同年8月27日に財政課係長級職員と商業労政課係長級職員が参加し協議が行われた。

協議を受けて、工業を所管しているのは工業政策課であるという考えで、同年9月1日に商業労政課から工業政策課に引き継がれ（商業労政課は引継ぎではなく情

報提供との認識であるが、工業政策課は引き継ぎと捉えている)、工業政策課において、総務省に対する交付申請、補正予算査定、市に対する民間事業者の交付申請及び交付決定を行うことになった。

県との交付金に係る協議において、市は、本件機器を設置する工場が未完成のままで補助対象となるかという疑義があったにもかかわらず、協議の場に出席していた平成 26 年度財政課係長級職員及び同商業労政課係長級職員は、実際にこの事業を担当する所管課が確認するものという認識で、総務省に確認していなかった。また、同工業政策課係長級職員は、同商業労政課課長補佐級職員と同係長級職員から引き継がれた際、この疑義の確認を申し送られておらず、当初財政課及び商業労政課がかかわっていたことから、年度内には完了する事業であると思い込んでいた。

通常は、交付申請書が提出された場合、添付書類が適切か審査するところであるが、本件は、新工場建設のスケジュールなどの確認を怠ったまま交付決定していた。

また、総務省に対する交付申請、財政課による補正予算査定及び民間事業者への補助金等交付決定などの意思決定に係る過程においても、決裁者や合議者は、当然年度内には完了する事業であると思い込み、添付された資料に基づく確認や質問を行っていなかった。

さらに、総務省への進捗状況報告の際、民間事業者から、3 月末までに設置完了が必要であるかと質問を受けたにもかかわらず、その時点で工程表などの資料による把握や民間事業者と協議することなく、部長にも報告・相談を行っていなかった。

以上のことから、書面による十分な引継ぎがなされていないことに加え、思い込みによる確認不足、上司との協議がほとんどなされていなかったことなど、それぞれが責任を果たしておらず、このような問題が生じたと考える。

なお、本件交付金の活用は、総務省担当課長補佐からの情報提供であったが、本人からの回答では、県のみならず全国の自治体に活用の要請を行っているとのことで、市を特別扱いしたものでもなく、また、市長からは活用してはどうかという程度であり、特別強い指示はなかったものの、元本市財務部長がかかわっていたことから、工業政策課の職員に付度が全くなかったとは言い難い。

(2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会及び当該委員会の報告書の調査体制、調査対象、及び内容の正当性

庁内委員会の調査体制については、職員以外に、専門的な見地を有するとのことで市の顧問弁護士 1 名を委員として入れているものの、市に直接関与しない外部の委員は入っていなかった。

また、調査にあたっては、証拠書類を基に、関係する職員から事情聴取していた

が、証拠書類と聴取から市職員の虚偽報告が明白であったため、民間事業者、平成26年度総務省担当課長補佐及び平成26年度県フードビジネス推進課職員への聴取を行っていなかった。

本監査においては、地方自治法第198条の3（服務）に基づき、公正不偏の態度を保持するため、上記三者への事情聴取や調査票による調査を行った。聴取や調査においては、庁内委員会の報告書と食い違う内容はなかったものの、職員の聴取内容について直接確認することができた。

また、庁内委員会の設置の目的は、事実関係の調査、事実関係に基づく原因、問題点の究明及び再発防止に向けた意見を付すことであった。このため、職員の懲戒処分や損害賠償については、弁明の機会を与え、改めて聴取する必要があることから調査を行っていないとのことであった。

以上のことから、庁内委員会の設置目的から報告書の内容に正当性がないとはいえないが、調査体制に市に直接関与がない外部の委員を加えるべきであり、また、虚偽報告をより明白にし、公平性を担保するためにも、職員以外の関係者からの聴取を行うべきであったと思われる。さらに、職員の懲戒処分及び損害賠償の迅速な処理や事情聴取対象者の精神的負担を考慮すると、それぞれを見据えた調査を行うべきであったと考えられる。

(3) 会計検査院の検査対応、市職員による虚偽報告覚知の経緯、及び覚知後の本市の対応の経緯及び意思決定過程

会計検査は、平成27年6月、平成29年4月、平成30年5月の3回にわたり実施された。

1回目の会計検査では、本件交付金が他の補助金と重複しているのではないかと疑義があり、他の補助金において重複していた補助対象を変更したことにより「現時点で特に問題なし」との報告を受けた。

2回目の会計検査では、新商品の販売が行われておらず、本件機器が既存製品の生産に使用されていたことから、「交付金の交付目的に沿っているとは認められない」との指摘を受け、その後複数回の追加質問が行われた。

工業政策課は、追加質問への回答の中で、目的外使用の指摘に対しては、「交付金対象機械設備を使用して商品開発を継続している」ことを理由に適正使用との見解を示していた。

その後、会計検査院は、本市から提出された民間事業者と施工業者間の契約関係書類、民間事業者の事業実施報告書などを基に、本件機器が年度内に事業完了していたのかどうかについて疑問を呈した。この指摘に対しては、工業政策課は虚偽を

行ったのが民間事業者であるという認識を持ちながらも、補助金返還の事態を何とかして避けたいという考えのもと、会計検査院への対応を行っていた。

平成 29 年 7 月 18 日の市長報告では、本件機器が事業年度内に納品されていなかった事実は報告されているが、工業政策課には市職員主導による虚偽報告との認識がなかったため、このことについて報告されていない。

本来であれば、工業政策課は民間事業者による虚偽報告と認識した段階で、民間事業者や施工業者に詳細な説明を求め、宮崎市補助金等交付規則第 14 条（補助金等の返還）に基づく市への補助金返還を検討すべきであったと考える。

3 回目の会計検査では、1 日目には 2 回目と同様の対応を行っていたが、2 日目に民間事業者から会計検査院に証拠書類となるメールが提示され、市職員主導による虚偽の事実が発覚した。この後、平成 30 年 5 月 16 日に、このことについての報告が市長に行われ、市長はこの時初めて知った。

工業政策課は、民間事業者による虚偽報告と認識した段階で、主体的に事実確認や調査を行っていれば、早期に市職員主導による虚偽が判明できたと考えられることから、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

市職員による虚偽の覚知後、工業政策課は、市長に報告し、市長から「重大な不祥事であり、内部調査を行うこと」や「総務省に報告し、指導を受けること」との指示を受け、総務部で庁内委員会を設置し内部調査を行うとともに、工業政策課では、総務省から交付金返還等の事務手続きの教示を受けていた。

以上のことから、工業政策課における事業者目線に立った考え方が過度に働いたことが、虚偽報告覚知の遅れの要因のひとつと考えられる。

なお、民間事業者は、平成 30 年 3 月に補助金返還に応じる意思を示していたが、会計検査時に市職員主導による虚偽が判明して以降、市に返還請求を行わないよう要望している。また、工業政策課は、平成 30 年 11 月 27 日に民間事業者に対し、宮崎市補助金等交付規則第 9 条（報告及び調査）に基づき、補助事業の執行状況に関する調査を依頼したが、民間事業者の代理人弁護士から、「まずは、調査に関する宮崎市の方針を確定していただき、その後に民間事業者としての対応をさせていただきたい」と書面にて回答していた。

このことについて、民間事業者は、事情聴取において、「会計検査での市の対応で、民間事業者が虚偽報告の責任を押しつけられそうになっていて、疑心暗鬼になった。頑張っている企業を市が追い込んでいる」と供述していることから、会計検査での対応に問題があったと考えられる。

(4) 工業政策課作成の「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点について」の報告書の作成体制、調査対象、及び内容の正当性

今回の工業政策課作成の報告書は、平成 29 年度の会計検査以降の「検査の事実経過」、「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点」、「再発の防止」について、市議会を通じて市民へ説明することを目的に作成したもので、観光商工部（工業政策課）が、資料を基に、平成 29 年度から在籍している現職員や平成 29 年度当時の工業政策課職員に確認を行っていた。

報告書では、平成 27 年度からの会計検査における対応を項目ごとに時系列にまとめ、これにより、虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点の検証を行っていた。

覚知の遅れについては、平成 29 年 6 月の会計検査において、本件機器の年度内納品がなされていないことが判明し、実績報告書に疑義が生じているにもかかわらず、事実確認や調査を行わなかったことや虚偽の報告は民間事業者が行ったと認識していたことが原因と記載されていた。

会計検査対応の問題点については、会計検査院からの交付金返還意思の問合せに対し、市は事業年度内に代金支払いが完了し、事業目的も達成していることから返還には当たらないとの解釈により返還の意思はないと回答しており、平成 29 年度の会計検査院の判断を待っていたが、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までの約 8 ヶ月間、「主張すべきことは主張したことから、今後市の方から会計検査院に対し、追加の問い合わせや対応を行った場合、逆効果になることを懸念し、推移を見守ることにした」として、市は何の対応も取っていなかった。

また、民間事業者の補助金返還を何とか避けたいという考えから、表面化した疑義に対する危機管理の意識が薄く、場当たり的な対応をしていたことが問題点と記載されていた。

最後に、再発防止について、「組織として法令遵守と危機管理を図る対策を講じる必要性が急務であり、現在実施されている研修制度の内容等の改善を検討する」と記載されていた。

なお、この報告書は、市の会計検査の問題点をまとめたもので、民間事業者からの聞き取りは行っていないとのことであった。

以上のことから、報告書は、時系列に整理された会計検査の対応を基に、関係職員から聞き取りを行ってまとめられていることから、報告書に正当性がないとはいえないが、(3) の末尾にあるとおり、民間事業者は、会計検査における職員の対応に、疑心暗鬼になっていることから、民間事業者からも聞き取りは必要であったと考えられる。

(5) 補助金交付時、及び会計検査院からの指摘後（平成30年11月以降）における民間事業者に対する市補助金の交付の正当性

工業政策課は、平成27年2月に、事業完了期限である同年3月31日までに本件機器が納品・設置されていないことを把握したが、工業政策課課長級職員、同課長補佐級職員及び同係長級職員の3名で、納品される機器と同種・同等品の写真にて実績報告書を作成することを協議し、市が施工業者に納品される機器と同種・同等品の参考写真の提出を依頼した。

工業政策課は、民間事業者にこの写真を実績報告書に添付し提出させており、これに基づき、補助金等交付確定通知書を通知し、補助金を交付している。

虚偽報告に基づく補助金交付については、宮崎市補助金交付等規則第12条（補助金等の確定）により、実績報告書の内容を審査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が補助金等の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときに補助金交付を確定させるべきところ、これを行っておらず、規則に反することから、この時点において正当性がないと判断される。

また、本件補助金は、市において予算化された費用により、宮崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付したものであるが、その原資は総務省が所管する地域経済循環創造事業交付金によるため、会計検査院の検査が実施されており、同様に、市が虚偽の交付金の実績報告書等を作成して総務省に提出したことから、対象とならない交付金が過大に交付されていたとして、不当な交付と認められた。

このことから、会計検査院からの指摘後においても、正当性がないと判断される。

第11 意見

今回の事案は、職員個人の責によるものである事は当然であるが、①担当した職員それぞれの思い込みや誤った解釈・見解により情報の伝達が不十分であったこと、②上司への相談や関係する課等との調整など情報の共有が図られていなかったこと、③補助金交付決定、補助金交付確定、支払い等の決裁や予算査定に係る過程において、それぞれが疑義の確認を行わなかったこと、④工業政策課において、事業者目線に立った考え方が過度に働いたことの4点については、組織的な問題に起因していることから、以下のとおり意見を付す。

(1) 組織としての情報共有について

商業労政課から工業政策課に引き継がれた際、引継書や申し送り書を作成する

ことなく、商業労政課は疑義を確認する必要があることを伝達せず、一方、工業政策課は、この事業の問題点は財政課や商業労政課で解決済みと誤って解釈していた。また、補助金交付確定に係る過程においては、平成 26 年度の工業政策課職員 3 名で協議が進められており、上司への報告や協議が行われておらず、情報の共有が図られていない。

これらは、課内、部内及び関係課とのコミュニケーション不足から業務に対する認識が不十分であったこと、また、自分の担当ではないという考えから、組織（チーム市役所）として業務に取り組む意識が希薄だったことが原因のひとつである。

以上のことから、組織として、これらのことについて早急に改善するとともにその強化策を強く求める。また、職員に対し、改めて報告・連絡・相談の徹底を図るよう指導されたい。

（２）内部統制について

本来、決裁に係る過程においては、決裁の文書及び添付されていた資料を確認し、疑問がある場合は、起案者への確認や新たに資料を添付させるなどにより、内容を把握・理解したうえで責任を持って押印すべきものである。

今回の交付申請や交付決定等の決裁などの意思決定に係る過程において、決裁者、合議者及び回議の際押印した職員が、年度内の事業完了を事業担当課が確認したものと思い込み、起案者への質問や添付書類の追加指示がないまま決裁に至っており、その責務を果たしていない。予算査定での財政課職員の対応も同様である。

これは、チェック機能が働いておらず、内部統制におけるリスクに対する認識の甘さに起因している。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、都道府県知事及び指定都市の市長は内部統制に関する方針の策定が必要になり、その他の市町村は努力義務とされた。本市においても、今回のような事案を二度と引き起こさないよう、また、市の信頼をいち早く回復するよう、早急に策定し、その方針を着実に推進するための体制を整備することを強く望むものである。

（３）職員の意識改善について

工業政策課は、事業者目線に立った過度な考え方により、実績報告書作成において、虚偽報告を行ったり、会計検査において、民間事業者が虚偽を行ったと認識した際も民間事業者が交付金返還に至らないようにすることを主眼として進めていた。

企業誘致や地場企業の支援のため、事業者目線に立った考え方で取り組んでいるが、法を犯してまで取り組むべきでないことは言うまでもない。

職員は法令遵守の徹底とともに全体の奉仕者であることを再度認識し、業務の適正な執行を行うよう徹底されたい。

また、本市では、宮崎市職員等の公益通報に関する要綱を平成 23 年 5 月 1 日から施行している。これは、職員による違法・不当な行為等について通報窓口へ通報する制度であるが、これを認知していない職員が多くいると思われる。

今回の不正行為においても、何らかの疑問を持つ職員がこの制度を活用していれば、未然に防げた可能性が高いが、通報に戸惑う職員もいる。

以上のことから、改めて公益通報制度を職員に周知するとともに、職員が活用しやすいような体制を整えるよう強く望むものである。

参 考 資 料

- 1 宮崎市補助金等交付規則
- 2 地域経済循環創造事業交付金交付要綱（総務省）
- 3 宮崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（工業政策課）

宮崎市補助金等交付規則 （様式省略）

昭和50年 9 月 1 日

規則第19号

改正 平成17年12月28日規則第88号

平成22年 3 月19日規則第11号

平成22年12月24日規則第93号

（目的）

第1条 この規則は、法令その他別に定めのあるもののほか、補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付に関する事務の取扱いについて、基本的事項を定めることにより補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第2条 補助金等の交付は、市長が公益上必要と認める事務又は事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において、その必要経費の全部又は一部についてこれを交付する。

（交付の申請）

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、補助金等交付申請書（様式第1号）を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めるものについて補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第5条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金等の交付申請をした者が前条の決定通知又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

（事業計画の変更）

第7条 補助金等の交付の決定通知を受けた後において、当該事業計画を変更しようとする者は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に第3条

に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、事業計画変更承認の通知をするものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定により通知する場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定及びこれに付した条件その他法令、条例に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(報告及び調査)

第9条 市長は、補助金等の適正な執行を確認するため必要に応じ、報告を徴し、又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業等の執行に係る経費の収支を明らかにする帳票を備え、関係書類を常に整備しておかななければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、30日以内に補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が補助金等の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、補助金等交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金等の交付)

第13条 補助金等は、前条の規定により確定した額を事業の終了後に交付するものとする。ただし、事業の性質上事業の終了前に交付することが適当と市長が認める場合は、補助金等の全部又は一部を事前に交付することができる。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) 補助金等をその目的以外に使用したとき。

(2) 補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づ

く市長の指示に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

2 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町補助金交付規程（昭和38年佐土原町告示第16号）、補助金等の交付に関する規則（昭和42年田野町規則第4号）及び補助金等の交付に関する規則（平成4年高岡町規則第6号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

3 清武町の編入の日前に、補助金等の交付に関する規則（昭和42年清武町規則第5号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(佐土原町合併特例区等の解散に伴う経過措置)

4 佐土原町合併特例区、田野町合併特例区及び高岡町合併特例区の解散の日前に、佐土原町合併特例区補助金等交付規程（平成18年佐土原町合併特例区告示第5号）、田野町合併特例区補助金等交付規程（平成18年田野町合併特例区告示第3号）及び高岡町合併特例区補助金等交付規則（平成18年高岡町合併特例区規則第8号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成17年12月28日規則第88号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第11号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年12月24日規則第93号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

地域経済循環創造事業交付金交付要綱

第 1 通則

地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

この交付金は、都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

第 3 交付対象

交付対象は、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）とする。

第 4 事業内容

地域での事業化を前提に事業関係者の調整・支援を行う地方公共団体に対して、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費（経営計画の策定に係る経費、事業化のための組織構築に係る経費、販路の開拓に係る経費、原材料の安定的な調達先の確保に係る経費、初期投資等に係る経費及びそれらに付随する経費）についての助成を行う。

- 2 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。

第5 交付対象経費

第4の1にあっては、以下に掲げる経費とする。

項目	説明
事前調査費	事業を実施するための事前の調査に係る経費
設計費	事業で用いるシステムや設備の設計に係る経費
工事監理費	事業の遂行に必要な施設の整備工事や機械装置設置工事の監理に係る経費
建築・設備工事費	事業の遂行に必要な施設の建築工事に係る経費
設備購入費	事業の遂行に必要な設備の購入に係る経費
原材料費	事業の遂行に必要な材料の購入に係る経費
修繕費	事業の遂行に必要な施設や設備の修繕に係る経費
光熱水費	事業の遂行に必要な施設や設備の光熱水費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入に係る経費
リース・レンタル費	事業の遂行に必要な設備のリース・レンタルに係る経費
会議費・旅費・交通費	事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議開催や視察に要する経費
通信運搬費	事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送料等
広告宣伝費	事業を実施に必要な情報を発信するために必要な経費

2 第4の2にあっては、事業を実施するために特に必要と認められる経費とする。

第6 交付限度額

交付金の額は、原則として1事業あたり5,000万円を超えないものとする。

第7 交付申請

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別記様式第1号による交付申請書を総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

第8 交付決定

大臣は、第7の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定書により、地方公共団体に通知するものとする。

第9 申請の取下げ

交付決定通知を受けた地方公共団体は、第8の交付決定の内容に不服がある

ときには、交付金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、別記様式第3号による申請取下書を大臣に提出するものとする。

第10 状況報告

地方公共団体は、大臣から要求があった場合は、事業の遂行状況について別記様式第4号による遂行状況報告書を提出するものとする。

第11 事業計画変更等の承認

地方公共団体は、次の各号の一に該当するときは、別記様式第5号による変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付対象総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付対象事業を実施する民間事業者等（以下、「交付金事業者」という。）の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合。
 - ② 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合。
 - (3) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

第12 実績報告

地方公共団体は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体は、事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

第13 交付金の額の確定

大臣は、交付対象事業に係る成果の報告書等の審査を行い、交付対象事業が交付金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、地方公共団体に別記様式第7号による交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、別記様式第8号による交付金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 交付金の支払

大臣は、第13の規定により交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第9号による交付金請求書を総務省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第15 交付決定の取消し等

大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業を実施する民間事業者等（以下、「交付金事業者」という。）が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
- (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第8の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第13第4項の規定を準用する。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第16 交付金の経理等

地方公共団体は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第17 国庫納付

- 大臣は、第4の1及び2による助成により交付金事業者に収益が生じたときは、地方公共団体に対して、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 2 大臣は、第4の2による助成により地方公共団体に収益が生じたときは、地方公共団体に対して、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
 - 3 大臣は、第4の2による助成により地方公共団体が出資等して形成した投資事業有限責任組合等が解散、廃止等する場合において、地方公共団体に出資等が返還されたときは、地方公共団体に対して、交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
 - 4 第1項から第3項の規定により納付を命ずることができる額は、交付額を上限とする。

第18 財産の管理等

交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下

「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 大臣は、交付金事業者を取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

第19 財産の処分の制限

取得財産等については、当該年度から交付規則別表に定める期間を経過するまでの間は、大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。
- 3 地方公共団体は、交付金事業者に交付金を交付するときは、財産処分の制限に関して、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 交付金事業者が、取得財産等について処分しようとするときは、あらかじめ地方公共団体の承認を受けなければならないこと（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものであって、交付規則第8条に定める期間内に処分するものに限る。）。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、原則として収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。
 - (2) 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 4 地方公共団体は、前項により付した条件に基づき地方公共団体が承認をする場合は、あらかじめ別記様式第10号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 5 地方公共団体は、第3項により交付金事業者から地方公共団体に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

第20 勧告・助言等

- 1 大臣は、地方公共団体又は交付金事業者に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 2 大臣は、地方公共団体又は交付金事業者に対し、必要があるときは、交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第21 その他必要な事項

その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から適用する。

宮崎市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

平成26年12月17日

工業政策課

(目的)

第1条 この要綱は、地域における経済循環の創造を図るために、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする市内の民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、地域の金融機関等と連携しながら、その事業化の初期投資額の一部を補助することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日総行政第2号。以下「国要綱」という。）及び宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が行う国要綱第4に定める事業とする。

2 前項の補助事業者は、次に掲げる各号のすべての要件を満たす者とする。

(1) 市税の滞納のないこと。

(2) 補助事業者の役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 前条の補助金の交付対象となる経費は、国要綱第5の1及び2に定める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算で定める額の範囲内とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）における規則第3条の補助金等交付申請書は、次に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

- (3) 設備設置予定箇所の写真
- (4) 法人役員名簿（様式第3号）
- (5) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) 納税確認同意書（様式第5号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

2 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

（補助条件）

第6条 規則第4条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（軽微な変更）

第7条 規則第7条第1項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の10パーセント以内の減少
- (2) 実施時期の変更等の補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、精算払いにより交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払いにより交付することができる

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金の対象となる事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の年度末のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第6号）
 - (2) 収支決算書（様式第7号）
 - (3) 金融機関からの融資を証明する書類の写し
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) 設備設置工事実施中及び完了後の写真
 - (6) 工事等代金領収書の写し
 - (7) 雇用の状況がわかるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等
- 2 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。